

平30福個答申第5号
平成30年8月7日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市民局総務部区政課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章

答申書

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第56条第2項第4号の規定に基づき、平成30年7月19日付け市区第303号により諮問を受けました「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について」につきましては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

平成30年7月19日付け市区第303号により諮問を受けた「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について」は、適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

2 審議の経過

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|------------|-------------------|
| 平成30年7月19日 | 実施機関から諮問(諮問第129号) |
| 平成30年8月6日 | 審議 |